

# 2022年度第2回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会

## 議事要旨

---

### 【開催概要】

日時：2022年7月7日（木）18：00～19：50

会場：市庁舎 会議室3-1

### 【議事次第】

- 1 開会
- 2 事務連絡
- 3 議題
  - (1) 視点・方向性について（資料1）
  - (2) 骨子（案）概要について（資料1～2）
  - (3) アンケート項目について（資料3～6）
  - (4) ヒアリング方法について（資料7）
- 4 その他
- 5 閉会

### 【配布資料】

- 資料1 子ども権利に関する条例の要素の比較
- 資料2 「(仮称)子どもにやさしいまち条例」の骨子（案）概要
- 資料3 「(仮称)子どもにやさしいまち条例」アンケート調査 実施概要（案）
- 資料4 「(仮称)子どもにやさしいまち条例」の構成（案）とアンケート調査項目（案）の比較
- 資料5 「(仮称)子どもにやさしいまち条例」アンケート調査 学年の検討
- 資料6 シール投票「考えてみよう！子どもの権利」の開催結果について
- 資料7 「(仮称)子どもにやさしいまち条例」ヒアリングについて
- 参考資料1 日野市こども条例
- 参考資料2 西東京市こども条例

参考資料 3 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例

参考資料 4 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例

2022年度第2回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会 委員出席者

（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会 委員

氏名	所属	出欠
◎吉永 真理	昭和薬科大学	出
菅野 幸恵	青山学院大学	出
吉川 由里	法律事務所たいとう	出
叶内 昌志	町田市社会福祉協議会	出
松井 大輔	町田商工会議所	出
渡邊 蔵之介	市民	出
福田 麗	町田市青少年委員の会	出
柴田 初菜	さがまち学生Club	出
堀越 彩珠	子どもセンターただON子ども委員会	出

◎：部会長

備考：傍聴者（2名）

2022年度第2回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会 事務局出席者

氏 名	所 属
大坪 直之	子ども総務課
早出 満明	児童青少年課
江藤 利克	子ども家庭支援センター
石田 一太郎	市民協働推進課
深沢 光	福祉総務課
高田 正人	教育総務課
西久保 陽子	生涯学習センター

子ども総務課事務局：奥 雅文、尾島 早紀、高橋 奈緒

## 【議事内容】

### 1 開会

子ども総務課企画総務係長：本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

2022年度 第2回 (仮称) 子どもにやさしいまち条例検討部会を開会いたします。私は、子ども総務課企画総務係長の奥と申します。議事に入る前まで、司会進行を務めさせていただきます。

議事に入る前に、本日も会議の運営支援として株式会社生活構造研究所が出席しています。会議の記録作成のため録音をさせていただきますが、ご了承ください。

本日の会議の進行ですが、2時間程度を目安に進行していきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。

### 2 事務連絡

子ども総務課企画総務係長：会議の公開等についてですが、本日2名の方が傍聴を希望しております。特にご意見がなければ、公開するというところでよろしいでしょうか。

一同：(異議なし)

子ども総務課企画総務係長：それでは傍聴の方の入室をお願いします。傍聴の方が入室されましたので、進行を続けさせていただきます。それでは、本日配布している資料の確認をいたします。お手元の資料をご覧ください。

## ■資料の確認

[資料1～7、参考資料1～4の確認]

子ども総務課企画総務係長：ここからの進行につきましては、吉永部会長にお願いします。

### 3 議題

吉永部会長：本日も皆さまに、いっぱい発言していただき、より良い条例づくりにつなげていきたいと思っております。

#### (1) 視点・方向性について

吉永部会長：条例の視点・方向性について、事務局から説明をお願いします。

[資料1の説明]

吉永部会長：本日は（1）では、子どもの定義、子どもの対象、前文について、ご意見をいただきたいと思います。

まず、子どもの定義は、案として「18歳未満、その他」と記載がされています。一般的に、「その他は」どのようなことが想定されるのでしょうか。

子ども総務課長：西東京市では「その他」は、適用がふさわしい人という表現が使われています。基本的には18歳未満が基本となりますが、条例を適用するのにふさわしい人、事業の内容から該当する人といった幅を持たせる内容となります。例えば、高校生は、18歳になった年度末まで子どもセンターで行われる施策に参加することができます。「その他」の書き方、適用範囲は、自治体によって幅があります。

吉川委員：この条例は何を目的にするのかが一番重要なところになると思います。条例の名称は「(仮称)子どもにやさしいまち条例」とされていますが、この条例の意味は、子どもの権利を保障するために、市として何ができるかだと思います。

子どもの権利条約では、18歳未満が子どもとなっていますので、原則18歳未満が対象となるのだと思います。ただし、ご説明のあったように18歳でも高校生であることや、条例の中に盛り込む施策にもよると思います。

子ども総務課長：前回の部会でお話のあった多摩市は、おおむね30歳代までを対象としています。それは若者やニート対策といった施策も含むためです。

一方で町田市が想定する条例は、子どもの人権にフォーカスするものです。そのため、案では「18歳未満とその他」という表現にしています。

柴田委員：私も「その他」の意味がわかりませんでした。説明を聞いて適用の幅を持たせるために追加するのは、とても良いと思いました。ただし、高校で留年された方は19歳となってしまいます。対象については、高校生までとするか、もしくは年齢で区切ってしまいかではないかと思っています。

子ども総務課長：児童手当の支給など法律によっては、厳密に年齢が定められているものもあります。子ども条例の理念に合う方が対象となるので、幅が出ると考えています。そのため、「適用がふさわしい人」のような言葉での記載が良いのではないかと考えています。

菅野委員：「18歳未満、その他」といった表現で良いと思います。ただし、「その他」について、他の自治体もいろいろな書き方をされていますが、適用という表現は上か

ら目線な気がします。同じ権利を持っている人といった程度の表現が、ふさわしいと思います。

堀越委員：「適用がふさわしい人」といった表現ではなく、子どもにわかりやすく、やわらかい表現になると良いと思いました。

松井委員：感想ですが、子どもと大人という括りの話になるのかなと思いました。子どもが18歳を超えるといきなり大人になるわけではありません。幼児から18歳までを一括りにして子どもとするのはどうなのか、子どもと大人の境目の考え方や、子どもと大人の二元で分けることに違和感を覚えました。

吉永部会長：少しずつ大人になっていくニュアンスも含めて、「その他」をやわらかい表現で条例に入れるということで、よろしいでしょうか。条例全体の表現にも関係しますが、ご意見のあったようにやわらかく、上から目線でない表現で記載できると良いと思います。

記載の仕方について、この場で詳しく決めるのがよろしいでしょうか。

子ども総務課長：子ども条例は「である調」ではなく、「ですます調」、やわらかい表現のもの、固い表現であっても他の条例に比べてわかりやすいものなど、表現にバリエーションがあります。条例全体を見ていただく中で、表現をどのようにしていくかも自ずと定まってくると思います。書き方や表現の仕方について、ご意見をいただければ参考にいたします。

吉永部会長：条文を読み、決めていく過程の中で、細かなところが反映されることもあると思います。記載の仕方は、そのような形で決めさせていただきたいと思います。続いて、子どもの対象について、表現の提案も含めてご意見を伺いたいと思います。

柴田委員：対象の文章は、条例本文に記載されるのでしょうか。

子ども総務課長：記載する予定です。

柴田委員：少し表現が固い印象を受けました。目黒区の対象の表現は、とても良いと思いました。

案の対象は良いと思います。町田市は、神奈川県と隣接している市で、県を越えて移動している子どもも多いので、「その他市内で活動する者」という部分が入っているのは良いと思います。小学生だと、在勤、在学という表現だとわからないと思います。住んでいる人、学んでいる人といった表現に変えられると良いと思いまし

た。

吉永部会長：西東京市は、条例の条文自体は町田市の案と同じ「市内在住、在勤、在学、その他市内で活動する者」という固い表現ですが、別に副読本を作っています。副読本は、大学生がチームを組んで作成されていて、わかりやすい表現になっています。条例が制定された後の使い方を、いつか議題に載せて一緒に考えていけたら良いと思います。また、条文に載せるときは、やわらかい表現にするという案もあると思います。

吉川委員：地域的な枠をはめていない自治体もありますが、枠をはめる意味を教えてください。

子ども総務課長：町田市の場合では「市内で活動する者」という表現も入れていますので、在住、在勤を書く必要があるのかというご意見もあると思いますが、市の条例であること、市の施策も鑑みる必要があるため、案のような表現としています。子どもの対象を設ける意味や意義は、改めて確認したいと思います。

菅野委員：世田谷区、調布市は、資料1では空欄となっています。これは、特に対象を決めていない、記載がないということでしょうか。別に対象は書かなくても良いということでしょうか。

子ども総務課長：おっしゃる通り、記載はございません。他の項目についても、記載がある自治体、ない自治体がございます。必須かどうかというと、条例全体の中で書く意味や意義ということもあります。ただし、町田市の条例として制定するときに対象を定める方がスタンダードだと考えています。

菅野委員：書かないという可能性もあるのかとして、お伺いしました。目黒区では「遊んだり」という表現があり、楽しくて良いと思いました。町田市に関わる人であれば、何でも良いということもあるのかなと思いました。遊びも活動に入るという話もあると思いますが、子どもからすると「遊び」も含まれるのかと思うので、とてもわかりやすいと思いました。

吉永部会長：「遊んだり」は、とても良いと思います。遊ぶことは、大切な子どもの権利にもなっています。

福田委員：条文を誰が読むのか、何歳ぐらいまでを対象とするかで文章、表現は決まってくると思います。条文は、やさしく表現することも必要ですが、簡潔に書くことも必要だと思います。先ほどの副読本を子どもたち向けに作るというのも1つの手立

てですが、条例を誰が読むのかを考えて検討していただきたいと思います。また、私は町田市の条例として制定するのであれば、一応市内の括りはあった方が良いでしょう。

吉永部会長：確かに4市の条例を見ると、ひらがなが多いなど書き方が異なっています。文体を考えながら、条文を検討できれば良いと思います。

ご意見としては、市内の表現を入れてはどうか、目黒区の「遊んでいる」の表現を入れるのが大事ではないかが、大きなところでありました。また、対象を一切記載しないというご意見もありました。内容は、本日決めるのがよろしいでしょうか。

子ども総務課長：表現は別として定義と対象は、今回ある程度決めたいと考えています。活動する者では、ご意見をいただきました遊ぶことも含めて考えています。また町田市では、大学連携などを含めて市外の方との関わりもあります。そこを意識して、幅広さを持たせたいと考えて、例を提示しています。

吉永部会長：表現の変更はできますが、条文に対象を記載するかしないかを決めたいと思います。今のところ記載する案で来ていますが、いかがでしょうか。

吉川委員：記載しない方が良いというわけではなく、市民の皆さまが記載した方が良いとお考えであれば、記載するのが良いと思います。

渡邊委員：対象を記載するかしないかであれば、私は記載した方が良いでしょう。

叶内委員：非常に難しいですが、町田市民の方が選出した市議会議員の方が、この条例について議会で審議を行うわけですから。我々や議員の方も含めて、対象をどこまで広げていくかの覚悟をしていかないと決められないと思います。本当に子どもがわかりやすい表現で条例を作るのであれば、すべてにおいて検討していかないとわかりやすい表現にするのは厳しいのではないかと思います。

私は、柴田委員のご意見のように、やわらかい表現を使いながら、対象は入れた方が良いでしょう。

吉永部会長：対象は、入れた方が良いでしょうというご意見が多く、またやわらかい表現で記載してはどうかというご意見が出ました。その方向で決めたいと思います。

次は、前文で記載する内容について、町田市の条例に寄せる皆さまの思いや、子どもの権利に関わるエピソードを自由に語ってもらいたいと思います。それらが断片的に前文に入ってきます。前文が、町田市らしくなるような、ご意見をいただければと思います。

皆さま入室後にご覧になっていましたが、子ども総務課の方々が皆さまのご意見を取り入れて、各子どもセンターでシールを貼ってもらう形で、子どもの意見を集めたものを壁に貼り出してあります。ただONでも実施されたようですが、堀越委員はご覧になりましたか。

堀越委員：私も投票をしました。周りで一緒にやっていた小学生くらい子どもたちは、ワイワイしながら一人、1つずつ投票をしていました。アンケートだから答えているという感じで、子どもの権利については、理解しているかはわからなかったです。

吉永部会長：ワイワイしながら答えていただいて、少し「子どもの権利」についてやるのだなということは浸透したのではないのでしょうか。

事務局の方で、シールを貼っている場面に立ち会った方はいますか。

児童青少年課長：現地で掲載されているのを見ましたが、シールを貼っている場面は見る事ができていません。ただ、シートを見ていただくとわかるように、多くの子どもたちがシールを貼る形で、子どもの権利というものを考えるきっかけができたのは、それだけで意味があると考えています。

渡邊委員：町田市にずっと住んでいますが、子どもが子どもらしく、思い切り遊べるまちなになってほしいという願いがあります。旧庁舎の跡地にシバヒロができましたが、芝生があるだけなのはどうなのかと思っていたところ、行ってみたらすごく楽しかったです。芝生の上を素足で歩ける場所が、街中にあるのはすごく良いと思いました。子どものことを考えて、イベントを開いていらっしゃいますが、子どもの居場所、子どもが子どもらしく遊べる場所が増えてほしいと思います。

柴田委員：西東京市の子ども条例の中には「わたしたちは、子どもが失敗や間違いをしてもやり直し」と記載があります。この一文がとても良いなと思いました。現在、週1回、ボランティアで小学校に行っています。小学校では、失敗や間違いが怖くて何もできない子どもがいます。そういった子どもたちがいると、「とりあえずやってみよう、失敗は今がする時だ」と伝えています。また、中学生、高校生になるとより心理的に恐れて、失敗できなくなっていると思いますので、条例に入れていけたら良いと思います。

菅野委員：私が入れて欲しいことは、「子どもの最善を知っているのは、子どもである」ということです。子どもの最善は親が知っているのではないかという思い込みがあると思うので、できるだけ大人の思いを排除した前文になると良いと思います。大

人の思いが強すぎると、かえって押しつけがましいように感じると思います。例えば、日野市の条文に「子どもの明るい声が響く社会」という表現がありますが、子どもはいつも明るいわけではなく、泣いていたり、上手くいかなくて悔しんだり、怒ったりすることもあります。どのような状態でも良いと思うので、そういった一文があると良いと思います。また、他の自治体にもありますが、比較しない、違いを認め合うことも大事だと思います。

吉川委員：菅野委員のお話をお聞きして、やはり子どもの権利条約の4つの権利である、子どもの最善の利益を実現するために、大人を含めてどのようにしていくかだと思います。子どもの最善の利益を表現として入れていただきたいと思います。また、子どもの最善の利益を決めるのは子ども自身であって、そのためには子どもの意見表明権の保障無しには語ることは難しいと思います。大人が勝手に決めるのではなく、子どもの意見表明の中から最善の利益が見えてくるとと思いますので、そういった表現ができると良いと思いました。

堀越委員：札幌市の条例にある「すべての子どもは、未来と世界へ羽ばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です。」という表現が、明るいイメージがあつてとても良いと思いました。

## (2) 骨子(案)概要について

吉永部会長：続いて、骨子(案)概要について、事務局より説明をお願いします。

[資料1～2の説明]

吉永部会長：骨子は今後、何度か検討の機会があります。皆さんといろいろな形で確認しながら、定まっていくものです。

まず、提示された内容について質問や確認、順番を並び替えた方がわかりやすいといった大枠のところでご意見をいただければと思います。一番右側の列に具体例の引用元の自治体が記載されていますが、西東京市が無いのは、たまたま出ていないだけでしょうか。

子ども総務課長：その通りです。表現や良い事例があればご意見をいただきたいと思います。

吉永部会長：今後、議論が深まって新たな資料が出てくるとはと思いますが、本日は、どのあ

たりまでご意見をいただくとよろしいでしょうか。

子ども総務課長：資料をご覧くださいますと、骨子の項目数が多くなっています。それが適当なのかどうかといったことや、資料1と見比べて項目の必要性の有無だとかのご意見をいただければと思います。

また、参考資料の多自治体の条例は、各項目や表現の仕方が異なっています。感覚的にこの自治体が好きだとか、この程度の表現が適当ではないかといったご意見をいただけたらと思います。条文の読み方に慣れていないとご意見することも難しいと思いますので、権利の項目では、この表現が入っていてほしい、町田市らしさはこのようにしたらどうかなど、なんでも構いません。次回、いただいたご意見をまとめて町田市の条文案として、お示しします。

吉永部会長：資料1と2を良く照らし合わせる必要があります。気づいたところでは、今のところ資料1の5子どもの健康と、10の子どもの安心・安全の条文が入っていません。

吉川委員：資料2の6-9相談・救済について、町田市の考えとしては、権利救済機関は設けないという趣旨でしょうか。相談できると言ったところで、誰が解決、救済するのかの内容がないと、意味がないと思います。連携して解決しましょうというのであれば、既に行っていると思います。オンブズパーソンや権利擁護委員といった名称はともかく、然るべき権利救済機関を設けるべきではないかと思います。

7-7に子どもの責務がありますが、個人的には入れないでいただければと思います。引用している日野市の条文の表現を拝見すると、他の人の権利を大切にしながら自分の権利を大切にしましょうといった書き方になっています。子どもに権利があることを全員がわかっていたら当然の帰結だと思います。なので、他人を尊重しようということは、わざわざ記載しなくても良いと思いました。

子ども総務課長：1点目にご質問いただいた子どもの権利擁護については、他自治体では救済機関を置いています。今回の条例の検討期間を考えますと、権利擁護のための別の条例の検討や、内部的な調整におそらく倍以上の検討期間が見込まれます。早期に人権の条例を制定し、周知を図っていく中で、救済機関が必要となったときに検討を行うという流れで考えています。今回、権利救済の仕組みまでは至るのは難しいというところです。

2点目については、ご意見をいただきながら考えて参りたいと思います。

吉川委員：権利救済機関については、市の事情があると思います。ただ、他の自治体の良い事例がたくさんあると思いますので、参考にされながらご検討いただきたいと思います。

吉永部会長：今回、権利救済の仕組みの検討が時間的に難しいということですが、きちんと議事録に残して、段階的に実現していくことだと思います。

菅野委員：5-2の具体的な子どもの権利について、記載されているのは一部ということでしょうか。記載されている内容だけではとても少ないと思います。最初が少ないと印象的に全体も少なく見えてしまいます。今後の検討の中で加えていくのか確認したいです。

子ども総務課長：子どもの権利については、具体的な記載の仕方をしていくことになるので、例をお示ししている形です。ご意見をいただきながら、加えていくか、変えていくかは考えて参りたいと思います。

菅野委員：5-2の子どもの権利が一番大事だと思っています。6-6の子どもの意見表明・参加で、参加の機会を設けることは書いていますが、そもそもとして自分が意見を言える権利があると、記載しておく必要があると思います。川崎市では、この子どもの権利を細かく書いていますので、この部分が一番多くなるくらいにしないと条例をせっかく作る意味が薄くなると思います。

また、項目の順番について、子どもに関することを先にした方が良いと思います。大人を支援する項目もあるべきと思いますが、遊び場・居場所づくりや子どもの意見表明・参加、いじめ対応など、子どもに直接関わることを前に持ってきて、大人や関係機関の項目を後にした方が読みやすいし、子どものことを一番に考えているのがわかるのではないかと思います。

叶内委員：子どもマスタープラン後期の巻頭にある市長あいさつでは、ユニセフから引用し子どもにやさしいまちづくり計画としたこと、また子どもの参画でユニセフが非常に評価したということに触れています。それが町田市の売りの1つであって、子どもに対する思いなのだろうと思います。

条例のつくりは、流れが決まっているので難しいと思うのですが、6-6の子どもの意見表明・参加といったところを前文で大々的に取り上げるか、条例の頭の方に持ってくることで、町田市らしい特徴が出てくるのではないかと思います。

柴田委員：大人に関するところが6-1と7に出てきますが、分散していると少し見づらい

と思いました。まとめてあった方が、見やすく、見落としにくいと思います。条例は分量が多いので、要所をかいつまんで見る人もいると思うので、同じ事柄はまとめて記載した方が漏れなく見られるのではないのでしょうか。

6-7と6-8に暴力に関することの記載があります。いじめの問題と体罰なので、性質は異なるのですが、暴力という面では同じ括りになると思います。1つにまとめても良いと思うし、近くにあった方が良いと思います。ひらがなで表記されるので柔らかく見えてしまいますが、いじめは暴力事件と同じです。離さず、近くが良いと思いました。

吉永部会長：おそらく、学校がいじめ対応を行うので、学校の近くにあり、虐待・体罰は相談・救済が関係するという点もかもしれません。しかし、いじめも相談・救済に近い方が良いと思いますし、子どもが被害に遭うという意味では、柴田委員のおっしゃるように括るのも1つアイデアだと思います。

堀越委員：いじめについては、子どもがいじめに気付くまでに悪化することがとても多いです。また、周りで見ている子たちが、言い出せない環境が多くあります。いじめの予防や早期発見できるように、子ども自身が言いやすい環境であったり、周りの人たちが言うことも大切だということに触れた方が良いのではないかと思います。

吉永部会長：理念的なことだけを記載するのではなく、具体的に予防や互いに助け合い状況を改善すること、周りの子どもや友だちの果たす役割、対策を含むような表現も入れてはどうかということでした。そこを読むことでいじめを防ぐことを伝えられるという大事な視点だと思います。

子ども総務課長：ありがとうございました。条例にどう直接落とすかという部分もございますが、条例化の際のエピソード、また条例の広めていくうえでも、非常に大切なお意見をいただいたと思います。

### (3) アンケート項目について

吉永部会長：続いて、アンケート項目について、事務局から説明をお願いします。

〔資料3～6の説明〕

吉永部会長：選択肢はまだ出ていませんが、アンケートを確認できる機会はあと1回とな

っています。本日は、アンケートの大枠的なところや聞けていない項目、質問についてはどうするかといったことのご意見をいただければと思います。

菅野委員：シール投票では、一番大切だと思う子ども権利で好きなことを自由にできることが、圧倒的に多くなっていました。子どもへのアンケートでは、そのことができていないかを入れるべきだと思いました。問12の自分の考えについての中でも良いと思いますし、大事な聞く項目だと思います。

18歳以上の市民調査の問13「子どもの権利の施策として必要と思うこと」の質問がありますが、必要と思うことを聞く理由を教えてください。条例を制定するのであれば、普及、啓発などは必要なことなので、必要かどうかを尋ねるのが不思議に思いました。

子ども総務課長：前提として必要なことではあるのですが、一般の方の子ども権利についての施策の関心が、どこにあるのかを広く尋ねることを意図した質問です。設問の尋ね方も含めて、改めて考えて参りたいと思います。

菅野委員：そのような意図であれば、必要と思うかではなく、積極的にやる、それほど積極的でなくて良いなどの程度を尋ねるのが良いと思います。必要なのは前提としてあって、どの程度やるかであれば、ご説明のあった意図がわかると思いました。

子ども総務課長：度合いを尋ねる工夫をしてみたいと思います。

吉永部会長：今後の検討に活かすため、どうやったら良いかといった方法を聞くことができると、この意見が多いからこうしてみようといった参考になるので、やり方やどの辺りに関心があるかなどの情報が得られると良いと思います。

柴田委員：18歳以上の市民調査の問11に町田市の子どもの相談先の認知度の質問がありますが、この質問を大人に聞く意味はどういう意図なのでしょう。

子ども総務課長：子どもとその保護者が対象ではないので単純に比較はできませんが、子どものいない方を含めて大人が、困っている子どもが相談する先として、どの程度知識や認識があるのかを知ることができる質問と考えています。

柴田委員：子どもは身近な大人に相談できないから、子どもの相談先に相談すると思います。ですから、大人に相談先を聞く意味が感じられません。

比較するにしても、20歳の方やそれより上の世代では、実施されてきた施策も異なるので、年齢によって結果は違ってくると思います。相談先の記載されたカードが配られた世代は、相談先の認知度があると思います。

問12「ご自身がどのような相談窓口なら相談をしたいか」というのは、自分を子どもと考えた場合のことになるのでしょうか。そうでないとすると、少し言葉足らずです。今のままだと大人である自分がどのような場所であれば相談したいかを尋ねるようで、子どもと比較できないのではないかと思います。

大項目6の子育ては、骨子の6-1子育て・家庭支援と関係していると思います。大項目6に子どもの保護者への相談先の認知度の質問があると良いと思います。認知度が低い場合は、子ども・子育ての支援機関についての啓発につながると思います。

子ども総務課長：相談先については、質問の意図が正確に汲み取れない表現は避け、意図することが伝わる表現を考えていきたいと思います。

叶内委員：町田市は、ユニセフから子どもの参画について高い評価を受けていますが、アンケートでは18歳以上の市民調査の対者数が多くなっています。子どもの対象者数を多くした方が、子どもの参画に取り組んでいるように見せられると思うのですが、いかがでしょうか。

子ども総務課長：子どもへのアンケートは、学校を通してお願いするため、8割以上の高い回答率を見込んでいます。一方で18歳以上の市民調査は、高く見込んで50パーセントと考えています。最終的な回答の予想としては、子どもが大人を上回る数値を見込んでいます。調査を行う際は、お示しの数で実施しないと分析に必要な数にならないため、このような対象者数にしています。子どもの参画に対しての見せ方としては、おっしゃる通りだと思います。

吉永部会長：子どもへのアンケートの問2にある「特に大切な子どもの権利」と聞かれて、すぐに答えられそうでしょうか。

堀越委員：まず、どのような権利があるのか知らない人も多いと思います。私も急に尋ねられても権利に何があるのかわからないので、答えられないと思います。

子ども総務課長：現在検討している案では、「具体的な子どもの権利として、次のようなものがあります。あなたが特に大切だと思う子どもの権利はどれですか。あてはまるものすべてに丸をしてください」という形を考えています。回答に迷わないよう具体的な項目を15項目ほど想定しており、次回お示しできると思います。また、こういう答え方だとわかりやすい、ネットのアンケートで答えやすいもののご意見をお伺いできるとありがたいです。

吉永部会長：骨子の検討では、いじめを周りで見ている子どもたちのことを条文に記載して、具体的な対策につなげられると良いというご意見がありました。例えば、いじめを見たとき、あなたはどうしますか、といった質問があると良いでしょうか。

堀越委員：学校では、月に1回「こころのアンケート」といういじめに対するアンケートを行っていますが、書けないこともあります。このアンケートでいじめを見たとき、されたときにどうしているかを聞けると良いと思います。学校のアンケートは、先生が見るため、自分たちとしては相手と話をするなどしてほしくないこともされてしまうので、市からのアンケートであれば書ける人も多くなるのではないかと思います。

吉永部会長：質問を具体化していただき、皆さまと検討できればと思います。

菅野委員：18歳以上の市民調査について、子どもへのアンケートでは問13に「大人は子どもの声を聞いてくれていると思うか」という質問がありますので、18歳以上の市民調査にも、「子どもに関することを決めるときに子どもの意見を聞いているか」を入れていただけると良いと思いました。

吉永部会長：子どもに接していない方もいますので、場面を想像してもらいながら、子どもの意見を聞くことは大事だと思うかという聞き方でも良いかもしれません。

#### (4) ヒアリング方法について (資料7)

吉永部会長：次の議題に移りたいと思います。ヒアリング方法について、事務局から説明をお願いします。

##### [資料7の説明]

吉永部会長：網掛けが皆さんからいただいたご意見をもとに追加した項目になります。自分がその場に行ってヒアリングをしても良いというご意見も構いません。

菅野委員：ヒアリングは立ち会うことはできるのでしょうか。可能な方法を教えてください。

子ども総務課長：参加するとか立ち会うとかはできると思います。若者が市長と語る会は、地域の方も一緒に聞いたりするので、立ち会うことはできると思います。

柴田委員：グループワークは、こういったテーマになるのでしょうか。漠然と子どもの権利について尋ねるか、大まかにでも教えてください。

子ども総務課長：検討を行っている条例、子どもの権利についてどう思うかといったことを想定しています。何かアイデアがございましたら、ご意見をいただきたいと思います。

柴田委員：大学生は時間が取れない人もいるので、グループワークではなく、聞き取り調査かアンケートの方が、数は集まるうえ、聞きたいことも聞けると思います。広く話を聞くのであれば、グループワークでも良いと思いますが、聞きたいことが明確で、どう思っているのかを知りたいのであれば、自由記述のアンケート調査を実施したら意見が集まると思います。大学生は、休み時間にグループワークを実施するのも、授業でグループワークの時間を取っていただくのも難しいと思います。アンケート調査や自由記述の調査の方が、意見が集まると思います。

学童については、子どもの声を広く聞きたいという考えで、グループワークにされていると思います。こままで、子どもたちの率直な意見や思いを聞いていただければと思います。

さがまち学生C l u bも依頼をすれば、大学生よりも時間が取れると思うので、グループワークのままが良いと思います。

子ども総務課長：場面と対象に合わせた、効果的な方法を考えたいと思います。

たくさんの対象を並べていますが、すべて実施するのは難しいです。そう意味で言えばSNSは、学生の方、若い方、幅広い方を対象とした場合では効果的だと思います。アンケート調査を補完し、かつ広めていくということで手法を考えて参りたいと思います。

大人の方に対しても、補完する取組をしていきたいと考えています。例えば、生涯学習センターという場所が良いのかということも内部的で検討しながら、またご提案したいと考えています。

吉永部会長：グループワークは、子どもの権利の条例をつくることの説明から始まり、盛り込もうと考えていること、入れて欲しいこと、大事にしたいと思うことなど、聞きたいことを伝えてから始めないと、参加する人も加わりにくいと思います。どこで実施するかを決めた段階で、主な聞く項目の共通化を図るなど、工夫が必要だと思います。

福田委員：地域の人という意味では、町内会自治会は良いと思いますが、グループワークは少し難しい気がします。私は青少年健全育成地区委員で、地区委員会というもの

があります。地区委員会は基本的に子どもと関わっている組織です。地区委員会に入って、青少年健全育成地区委員をやっている方以外にも、子どもと関わっている方もいるので、そういった方に聞くのも良いかもしれません。青少年健全育成地区委員は、半分市側の人とも言えるので、対象としては難しいかもしれませんが。

吉永部会長：地域や地区委員会で実施するとなったときに、ご協力いただくことはできるでしょうか。

福田委員：私でできることであれば、協力いたします。

吉川委員：条例をつくる取組自体にすごく意味があると思っています。できた条例も大事ですが、条例ができる過程自体に意味があって、アンケート調査もヒアリングも、市民の方といっしょに進める第一歩の取組だと思います。市民の方々を巻き込んでいくということでは、非常に重要なことだと思います。

#### 4 その他

吉永部会長：その他、皆さんから言っておきたいことはございますか。よろしければ、事務局に進行をお返ししたいと思います。

#### 5 閉会

子ども総務課企画総務係長：吉永部会長、ありがとうございました。委員の皆さまもたくさんのご意見をいただき、ありがとうございました。いただいたご意見を踏まえた資料をご提示できるよう、準備して参りたいと考えております。

次回の会議は、8月17日となります。場所は本日と同じ、会議室を予定しています。以上を持ちまして、2022年度第2回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会を閉会いたします。ありがとうございました。